

同 今井重利
同 鈴木秀一郎
同 伊藤和彦
同 ぬかが 和子
同 さとう純子
同 村田晃一
足立区議会議長 鈴木進様

(提案理由)

政府に対し、社会保障をはじめとする政府の国民負担増政策に反対するため、本案を提出する。

社会保障をはじめとする政府の

国民負担増政策に反対する意見書

政府は、今年から来年にかけて、社会保障のすべての分野で3兆2千4百億円という史上最悪の負担増を国民に押し付けようとしている。

医療保険では高齢者とサラリーマンの自己負担の引き上げ、保険料の引き上げなどで3兆5千百億円の負担増である。とりわけ深刻なのは窓口負担増が受診抑制をひどくして、国民的規模での健康悪化が進行する危険性が強まることである。

介護保険では来年度は3年に1度の介護保険料の見直しの年となり、厚生労働省の調べでも、高齢者の平均保険料は月額2,911円から3,241円に約11%の引き上げとなり、総額で2千百億円の負担増となる。今までえ、高すぎる保険料・利用料によって介護保険制度を利用できない人の存在が問題となっている時に、さらに拍車をかける深刻な問題となる。

年金保険では、前年度から凍結されてきた物価スライド制を解除して、物価下落を理由にした切り下げが行われようとしている。切り下げ幅は今後の課題とされているが、財務省の方針ならば、9千2百億円もの年金給付が減ることになる。今度の給付削減は、戦後の歴史で初めて、現に給付を受けている約3千万人の年金を切り下げるもので、その打撃は

経済的にも、心理的にも、計り知れないものがある。

これほど消費が冷え込んでいるもとで、国民から3兆円を超える所得を奪つたら、日本経済にどれほどの打撃となるかは明白である。1997年に橋本内閣が消費税、医療費値上げなど9兆円の負担増を強行し、日本経済を不況のどん底に突き落としたことは記憶に新しい。

それでも1997年当時は雇用者所得が年平均で5兆円増えていたもとでの9兆円の負担増であり、実質4兆円の影響となっていたが、現在はリストラ・倒産の影響で逆に年平均2兆円の所得が減少しているもとで3兆円の負担増は実質5兆円以上の負担増となる。

今回の負担増政策が1997年当時のものと比較しても日本経済に一層大きな打撃となることは明らかである。

よって、足立区議会は政府に対し、国民の命と暮らしの支えとなるべき社会保障制度を壊し、日本経済の前途も多難にする政府の国民負担増政策に強く反対するものである。

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長名

内閣總理大臣

財務大臣 あて

厚生労働大臣

経済財政担当大臣

議員提出第32号議案

児童扶養手当の削減に反対する意見書

右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員 ぬかが 和子

同 大島芳江

同 針 谷 みきお
同 渡 辺 修 次
同 小 野 実
同 今 井 重 利
同 鈴 木 秀三郎
同 伊 藤 和 彦
同 さとう 純 子
同 村 田 晃一
同 鈴木 けんいち
足立区議会議長 鈴木 進様

(提案理由)

政府に対し、児童扶養手当の削減に反対するため、本案を提出する。

児童扶養手当の削減に反対する意見書

児童扶養手当は、1961年に制定された児童扶養手当法に基づき、母子家庭の子育てを支援する制度で、現在、母子世帯の75%にあたる約71万世帯に支給されている。この手当を受給することで、就学援助、医療費助成、母子福祉資金の貸付など、国や自治体の各種制度も利用でき、まさに母子家庭にとって命綱となっている。不況が深刻な中、ますます必要不可欠な制度となっている。

ところが、政府は、母子家庭に支給している児童扶養手当を8月から満額支給できる対象を年収248万8千円未満から130万円未満に引き下げ、受給対象者の大幅な削減を実施し、受給者の約半数にあたる33万人が減額（ことし12月支給分から）された。

さらに、今臨時国会では「離婚の急増」を理由に、手当の支給開始から5年後に減額することを打ち出した。例外措置として、3歳未満の子どもがいる場合は、3歳になった翌月から5年を期間としているが、減額幅は、「2分の1に相当する額を超えることができない」とし、最大半分まで削減できる道を開いている。これは、これまでの長期支給のあり方

を否定し、「母子家庭の母に対する『自立の支援』に主眼を置いた改革」に転換したものである。

母子家庭からは、「5年後は子どもが小学校入学です。そんなときに減額は、あまりにむごい。」「母子家庭の子どもは高校に進学するなどというのに等しい。」「手当は我が家で唯一の安定収入なのに、減額なんて言葉がでません。」と切実な声があがっている。

子育ては5年では終わらず、年齢が上がればますますお金がかかる。就労支援も、母子家庭の9割はなんらかの仕事をしているが、問題は、安定した賃金、雇用の確保である。手当削減でなく、まず実効性ある支援を示すべきである。

よって、足立区議会は政府に対し、母子家庭の児童の福祉増進を図るという児童扶養手当の目的と、すべての児童は平等であることを謳った児童福祉法の精神にたって、現行制度を後退させるのではなく、削減部分を復活することを強く求めるものである。

また、この手当にかかわる事務全般及び財政上の負担の一部が区市町村に移されることになっているが、国の責任のもとに実施をされることを強く求めるものである。

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長名

内閣総理大臣 あて
厚生労働大臣

議員提出第33号議案

都立病院の統廃合計画の再検討を求める意見書

右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員 さとう 純子
同 大島 芳江